

日本の商法・会社法会計の変容に関する研究：金融 商品取引法，法人税法との関連において

平川，茂

<https://doi.org/10.15017/1931693>

出版情報：九州大学，2017，博士（経済学），課程博士
バージョン：
権利関係：

氏名	平川 茂			
論文名	日本の商法・会社法会計の変容に関する研究 —金融商品取引法、法人税法との関連において—			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	大石 桂一
	副査	九州大学	教授	大下 丈平
	副査	九州大学	准教授	小津 稚加子

論文審査の結果の要旨

日本では2005年の商法改正によって「第二編 会社」を商法から独立させる形で会社法が成立した。1990年代の数次の改正で商法は徐々に公法的な側面をもつようになっていったが、会社法ではさらにその傾向を強め、経済政策の制度的インフラとしての役割をも果たすようになった。本論文は、こうした商法・会社法の性格の変化がその会計のあり方をいかに変え、それが他の会計関連法、すなわち金融商品取引法および法人税法の会計にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにするものである。

商法・会社法は会社の計算に関するルールを会計基準に委任する「会計包括規定」をもっているが、本論文ではまず、戦後から現在に至るまでのその位置づけの変遷を辿り、現行会社法においては情報提供目的に関してはほぼ全面的に会計基準に依存するようになった一方、配当規制目的については依然として独自の規定を堅持していることを確認した上で、法務省令である会社計算規則は、会社法の配当規制目的に沿わない会計基準を設定させないという役割を果たしていることを明らかにしている。次いで、商法・会社法会計の変容は払込資本概念からの離脱という変化に端的に現れていることを明確にした上で、会社法会計と金融商品取引法会計が情報提供目的では一致するようになったため、それらと法人税法会計は乖離する傾向を強める一方、税法固有の所得概念である包括所得概念に合致する会計基準や、課税の繰り延べを抑止する会計基準については、法人税法会計もそれらに接近する形で変化したことを明らかにしている。

本論文は、日本の会計関連法の中心にある商法・会社法会計の変容をとらえ、それが他の会計関連法の会計に及ぼした影響を、会計ルールの「共有と専有」および「乖離と接近」という独自の分析概念を用いて明らかにした点に、その貢献がある。とりわけ、商法・会社法と法人税法との乖離を強調する先行研究が多いなか、両者がどのようなときに接近するのかを解明した本論文の意義は大きい。

以上の調査結果から、本論文調査会は、平川茂氏より提出された論文「日本の商法・会社法会計の変容に関する研究—金融商品取引法、法人税法との関連において—」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。